議会改革推進研究会の活動報告

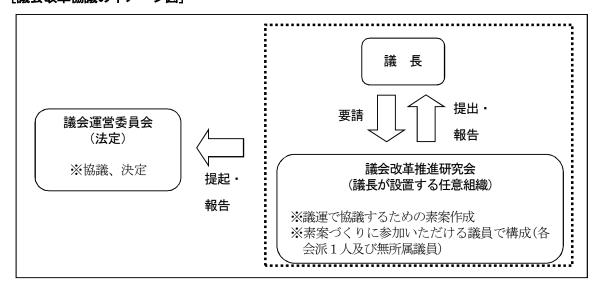
市議会では、議会機能の充実・強化を図るため、平成25年1月に議長が設置する任意組織である「議会改革推進研究会」(以下「研究会」という。)において、議長が要請した議会改革の9項目について、平成28年2月までに計36回にわたる協議、検討を行った。

研究会では、議会基本条例の制定をはじめ、正副議長立候補制、請願・陳情に係る市民等からの 意見聴取など、同改革の具体的な制度化に向けた素案を策定し、随時、議会運営委員会への報告を 行った。

(1) 研究会の概要

区分	内 容		
設置目的	議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について調査・研究の		
	上、議会運営委員会で協議するための素案等を作成し、議長に報告する。		
設 置 日 平成25年1月10日(同日の議会運営委員会で設置することを確認)			
委員	 ・ 委員は、素案づくりに参加いただける議員とし、各会派から1人及び無所属議員とする。 ・ 正副座長は委員の互選により選出する。 ・ 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求め、意見を聴くことができる。 		
委員の任期	委員の任期は、議員の任期とする。		
協議事項	・ 議長から要請のあった事項(以下の(3)のとおり)・ 研究会で調査・研究することを確認した事項		
その他	協議経過・結果等については、議長に随時報告する。議長は、研究会の協議の進捗状況について、議会運営委員会に適宜報告する。研究会は、原則非公開とする。その他運営に関し必要な事項は、研究会において協議・決定する。		

[議会改革協議のイメージ図]



(2) 開催期間

平成 25 年 1 月 28 日 (第 1 回) ~平成 28 年 2 月 9 日 (第 36 回)

(3) 協議項目

	項目名称		
1	議員定数		
2	出前議会		
3	政務活動費のあり方		
4	正・副議長立候補制		
	本会議・委員会の活発な議論		
5	(代表質疑の一問一答方式導入、反問権の導入、委員会傍聴者への対応を含む)		
6)	議会基本条例の制定		
0	(請願・陳情に係る市民等からの意見聴取、議員間討議を含む)		
7	意見書提出の協議のあり方		
8	決算審査のあり方		
9	視察報告のあり方		

(4) 委員名簿

① 座長

会 派			委員名	在任期間
無	所	属	平山 たかし	平成 25 年 1 月 28 日~平成 28 年 4 月 28 日

② 副座長

会 派	委員名	在任期間
社 民	大森 忍	平成 25 年 1 月 28 日~平成 26 年 8 月 27 日
民主市民クラブ	伊地知 紘徳	平成 26 年 8 月 27 日~平成 28 年 4 月 28 日

③ 委員(正副座長再掲)

会 派	委員名	在任期間
自民維新の会	谷川 修一	平成 25 年 1 月 28 日~平成 28 年 4 月 28 日
	川越 桂路	平成 25 年 1 月 28 日~平成 25 年 5 月 15 日
白艮贵东政会	山口 たけし	平成 25 年 5 月 15 日~平成 26 年 8 月 27 日
自民党新政会		平成 27 年 7 月 29 日~平成 28 年 4 月 28 日
	奥山 よしじろう	平成 26 年 8 月 27 日~平成 27 年 7 月 29 日
社 民	大森 忍	平成 25 年 1 月 28 日~平成 26 年 8 月 27 日

5年8月27日~平成28年4月28日
5年1月28日~平成25年5月15日
5年5月15日~平成26年8月27日
5年8月27日~平成27年7月29日
年7月29日~平成28年4月28日
5年1月28日~平成27年7月29日
年7月29日~平成28年4月28日
5年1月28日~平成28年4月28日
5年4月30日~平成28年4月28日

[※]会派は、平成28年4月1日現在

(5) 主な協議項目等

区分	開催年月日	主な協議項目
第 1 同年 2 个	平成 25 年 1 月 28 日	1 正副座長の互選
第1回研究会		2 研究会の運営
第2回研究会	平成 25 年 2 月 6 日	1 今後の協議の進め方
第3回研究会	平成 25 年 3 月 19 日	1 協議項目に関する提起者説明
第4回研究会	平成 25 年 4 月 30 日	1 政務活動費のあり方
第5回研究会	平成 25 年 5 月 7 日	1 政務活動費のあり方
		1 議員定数
第6回研究会	平成 25 年 5 月 14 日	2 政務活動費のあり方 ※協議終了
		3 議会基本条例の制定
議会運営委員会	平成 25 年 6 月 5 日	政務活動費のあり方に関する協議結果の報告
第7回研究会	平成 25 年 6 月 5 日	1 議員定数
第8回研究会	平成 25 年 6 月 25 日	1 議員定数
第9回研究会	平成 25 年 7 月 29 日	1 議員定数 ※協議終了
議会運営委員会	平成 25 年 7 月 29 日	議員定数に関する協議結果の報告
第 10 回研究会	平成 25 年 8 月 29 日	1 議会基本条例の制定

		,
第 11 回研究会	平成 25 年 9 月 26 日	1 議会基本条例の制定
		2 決算審査のあり方
第 12 回研究会	平成 25 年 10 月 4 日	1 議会基本条例の制定
		2 決算審査のあり方
After a C I The shall A	亚产 05 年 11 日 1 日	1 議会基本条例の制定
第 13 回研究会	平成 25 年 11 月 1 日	2 決算審査のあり方
第 14 回研究会	平成 25 年 11 月 27 日	1 正・副議長立候補制
另 14 凹侧 九云		2 決算審査のあり方
第 15 回研究会	平成 25 年 12 月 18 日	1 正・副議長立候補制
77 17 凹侧几云	77% 20 午 12 万 10 日	2 決算審査のあり方 ※協議終了
議会運営委員会	平成 25 年 12 月 18 日	決算審査のあり方に関する協議結果の報告
第 16 回研究会	平成 26 年 1 月 24 日	1 正・副議長立候補制
为 10 凹侧 九云	77% 20 午 1 万 25 日	2 議会基本条例の制定
第 17 回研究会	平成 26 年 2 月 4 日	1 正・副議長立候補制
为工匠则儿云		2 議会基本条例の制定
第 18 回研究会	平成 26 年 2 月 18 日	1 正・副議長立候補制
第 19 回研究会	平成 26 年 3 月 14 日	1 正・副議長立候補制
为 17 回测 儿女		2 議会基本条例の制定
第 20 回研究会	平成 26 年 4 月 14 日	1 正・副議長立候補制 ※協議終了
N4 40 日前 71 左		2 議会基本条例の制定
議会運営委員会	平成 26 年 4 月 14 日	正・副議長立候補制に関する協議結果の報告
第 21 回研究会	平成 26 年 5 月 2 日	1 議会基本条例の制定
第22回研究会	平成 26 年 5 月 14 日	1 議会基本条例の制定
第23回研究会	平成 26 年 5 月 16 日	1 議会基本条例の制定 ※協議終了
議会運営委員会	平成 26 年 5 月 16 日	議会基本条例の制定に関する協議結果の報告
第 24 回研究会	平成 26 年 8 月 27 日	1 議会基本条例に係る3項目の運用(請願・陳情に
カ4m 四ツルズ		係る市民等からの意見聴取、反問、議員間討議)
		1 正・副議長立候補制(見直し)
第 25 回研究会	平成 26 年 9 月 25 日	2 議会基本条例に係る3項目の運用(請願・陳情に
		係る市民等からの意見聴取、反問、議員間討議)
第 26 回研究会	平成 26 年 12 月 18 日	1 議会基本条例に係る3項目の運用(請願・陳情に
- N 40 日前 10 日		係る市民等からの意見聴取、反問、議員間討議)
第 27 回研究会	平成 26 年 12 月 22 日	1 議会基本条例に係る3項目の運用(請願・陳情に
男 21 凹研究会	→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →	係る市民等からの意見聴取、反問、議員間討議)

第 28 回研究会	平成 27 年 1 月 13 日	1 議会基本条例に係る3項目の運用(請願・陳情に 係る市民等からの意見聴取、反問、議員間討議)
議会運営委員会	平成 27 年 1 月 13 日	※協議終了 議会基本条例に係る3項目の運用に関する協議結果 の報告
第 29 回研究会	平成 27 年 2 月 10 日	1 正・副議長立候補制(見直し)
第30回研究会	平成 27 年 4 月 23 日	1 正・副議長立候補制(見直し)
第 31 回研究会	平成 27 年 7 月 29 日	1 正・副議長立候補制(見直し)
第 32 回研究会	平成 27 年 10 月 28 日	1 出前議会 2 正・副議長立候補制(見直し) 3 委員会傍聴者への対応
第 33 回研究会	平成 27 年 11 月 25 日	 出前議会 正・副議長立候補制(見直し) 代表質疑の一問一答方式導入 委員会傍聴者への対応 ※協議終了 意見書提出の協議のあり方 視察報告のあり方
第 34 回研究会	平成 27 年 12 月 16 日	 出前議会 ※協議終了 正・副議長立候補制(見直し) 意見書提出の協議のあり方 ※協議終了 視察報告のあり方 ※協議終了
議会運営委員会	平成 28 年 1 月 13 日	出前議会、委員会傍聴者への対応、意見書提出の協 議のあり方、視察報告のあり方に関する協議結果の 報告
第 35 回研究会	平成 28 年 1 月 13 日	1 正・副議長立候補制(見直し) 2 代表質疑の一問一答方式導入
第 36 回研究会	平成 28 年 2 月 9 日	1 正・副議長立候補制(見直し)※協議終了 2 代表質疑の一問一答方式導入 ※協議終了
議会運営委員会	平成 28 年 2 月 22 日	正・副議長立候補制(見直し)、代表質疑の一問一 答方式導入に関する協議結果の報告

(6) 協議結果(概要)

議員定数

他都市の議員定数の状況や定数条例改正の動き、さらには、議員定数を削減した理由や

効果等に関する資料を整理した上で、各面から協議を進めた。

意見開陳の結果、「現状維持」、「削減」、「現段階では未定」の3つに大別される意見が出され、意見の一致を見るに至らなかったことから、議員定数については、研究会として意見の一致を見出すことは困難であると判断し、今後は議会運営委員会において対応を検討してもらうよう要請することを決定した。

② 出前議会

出前議会を今任期中に実施することも含め、慎重に協議、検討を行ったところ、委員から 「議会の審議結果等について、市民に適宜適切に報告することは重要であるが、出前議会を 実施するに当たっては、その実施方法や出前議会において出された意見・要望等について、 どのような形で回答・意見反映を行うか等を更に検討する必要があるのではないか」との意 見等が出された。

これらの意見等を踏まえ、出前議会については、今任期の残された期間を鑑み、実施のあり方を含め、改選後に改めて協議することを確認した。

③ 政務活動費のあり方

地方自治法の一部改正等を踏まえ、要請・陳情活動費の具体的な取扱い等について協議した結果、「政務活動費の運用に関する申合せ」及び「鹿児島市議会会派における政務活動費経理事務取扱要領」の改正案を取りまとめた。

≪同申合せ及び同要領改正(案)の概要≫

- ア. 要請・陳情活動については、国・県などの行政機関、政党及び国会議員に対し、書面 により直接面会して行い、政党や国会議員に対して行う場合は行政機関への要請等もあ わせて行うこと
- イ. 出張報告書には相手方の名刺又は名簿及び要望書等の写しを添付すること
- ウ. 研修会等に市政に関する内容が含まれている場合に政務活動費を支出することができることとし、その判断は各会派で行うこと
- エ. 出張届は原則として出張2週間前までに、出張報告書は原則として出張後1カ月以内に提出すること
- オ. 出張報告書には所感も記載すること 等

④ 正副議長立候補制

正副議長立候補制の導入の是非や導入する場合の具体的な実施方法等について、他都市の事例等も踏まえる中で、各面から協議、検討を重ねた結果、本市議会としても同制度を導入すべきという意見で一致し、「鹿児島市議会正副議長選挙に係る意思表明の試行に関する申合せ(案)」を取りまとめ、平成26年第1回臨時会(平成26年5月)における正副議長選挙から、議会運営委員会代表者会議において試行した。

また、施行後、各会派等から、新たに改善すべき点等について意見が出されたことから、研究会で再度、見直し案について協議・検討した結果、同代表者会は、議会協議会室におい

て実施し、全ての議員が傍聴できることを盛り込んだ同申合せの一部改正(案)を取りまとめるに至った。

≪申合せ(案)の概要≫

正副議長選挙に当たり、議長又は副議長を志す者の意思表明の機会を、一般選挙後最初 の正副議長選挙は各派交渉会の各会派代表による会、その他の正副議長選挙は議会運営委 員会の各会派代表による会で設けること、また、議長及び副議長は2年ごとに改選するこ とを例とし、再任は妨げないことなどを明記するとともに、それに伴い、意思表明の申出 方法や期限のほか、実施時期、発言時間、質疑等の取扱いについて定めた。

⑤ 本会議・委員会の活発な議論

ア. 代表質疑の一問一答方式導入

他都市における実施状況等を踏まえ、協議、検討を行ったところ、委員から「議論の論 点や過程が明確になる等のメリットはあるものの、会議時間が長くなる等のデメリットもあ ることから、代表質疑の一問一答方式導入については、実施方法を含め、慎重に検討してい く必要があるため、改選後に改めて協議することでよいのではないか」との意見等が出され た。

これらの意見等を踏まえ、代表質疑の一問一答方式導入については、今任期の残された期間を鑑み、改選後に改めて協議することを確認した。

イ. 反問権の導入

議会基本条例(素案)第9条第2項に主旨を盛り込むとともに、本会議又は委員会において、議員又は委員の質問の内容や趣旨等が不明確な場合にその内容や趣旨等を確認することができることを規定した「鹿児島市議会基本条例第9条第2項に規定する反問に関する申合せ(案)」を取りまとめた。

ウ. 委員会傍聴者への対応

議事堂の西別館への移転(27 年 4 月)にあわせ、議会運営委員会室を除く委員会室の傍聴者席を概ね8人から概ね12人に4人増やすとともに、傍聴者席の左右2カ所に閲覧資料を設置した現状を了とすることを確認した。

⑥ 議会基本条例の制定

ア. 議会基本条例の制定に関する協議結果

平成 25 年8月から具体的な協議に入り、他都市の状況等も参考にする中で、約9カ月間 にわたり各面から協議を重ねた。

協議の結果、本市議会の基本理念及び基本的事項を定め、議会及び鹿児島市議会議員の役割及び活動原則を明らかにすることにより市民の負託に応える議会を実現し、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする「鹿児島市議会基本条例(素

案)」を取りまとめるに至った。(平成26年第2回定例会において、議員提案による同条例案を提出し、全会一致で可決し、同日、施行された。)

イ. 請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取の導入に関する協議結果

議会基本条例(素案)第6条に主旨を盛り込むとともに、委員会(常任、特別及び議会運営)において、請願及び陳情の提出者が希望し、かつ、付託された委員会が必要と認めた場合に、当該請願及び陳情について、市民等から意見聴取する機会を設けることを規定した「鹿児島市議会基本条例第6条に規定する請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取に関する申合せ(案)」を取りまとめた。

ウ. 議員間討議の導入に関する協議結果

議会基本条例(素案)第 15 条に主旨を盛り込むとともに、委員会(常任、特別及び議会運営)において、政策立案及び政策提言を積極的に行うため、付託事件(議案、請願及び陳情)及び所管事務調査を対象に、議員同士が自由に相互の意見を述べ合うことができることを規定した「鹿児島市議会基本条例第 15 条に規定する議員間討議に関する申合せ(案)」を取りまとめた。

⑦ 意見書提出の協議のあり方

意見書を提出しようとする会派等は、常任委員会における議案審査等が終了するまでを目途に、各会派等に意見書案を送付するよう努めることを確認した。

⑧ 決算審査のあり方

平成 24 年度及び 25 年度の決算特別委員会でそれぞれ協議が行われ、「委員会提出資料の 見直し」、「委員会提出資料の事前配付及び資料要求の事前調整」及び「審査日程案の提示」 の3項目が実施され(※参照)、効率的な審査につながっている。

このような取り組みにより、審査の結果を翌年度の予算編成に十分に生かすという目的が 達せられている現状を了とすることを確認した。

1. 委員会提出資料の見直し

当局の提出資料について、下記のとおり見直しを行う。あわせて、これらの提出資料について 様式を定める。

現行	見直し案(下線変更)
①特に説明を要する新規事業	①特に説明を要する新規・ <u>拡充事業等</u> ※当初予算の説明資料にあわせる
②特に多額の不用額を生じたも のの理由 (100万円以上)	②特に多額の不用額を生じたものの理由(100 万円以上で、かつ、予算に対して2%以上であるもの) ※監査事務局に提出する「歳出不用額理由書」にあわせる
③監査意見書の指摘事項に対す る見解または今後の処理方針	③監査意見書の指摘事項に対する見解または今後の処理方針

2. 委員会提出資料の事前配付及び資料要求の事前調整

前述の資料 (①~③) を事務局へ事前に提出してもらい、審査開始日の概ね 10 日前をめどに 委員へ配付する。

それらの資料等も参考にして、事前に質疑の項目や観点を整理していただくとともに、審査 に必要と判断される個別の資料で、当局に作成を要請しなければならないものについても、可能 な範囲で事前に作成を依頼していただくなど、効率的な審査に向けた対応を行っていただく。

3. 審査日程案の提示

審査部局を大まかに割り振った日程案を示し、審査の進捗を確認する目安としていただく。

⑨ 視察報告のあり方

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の行政視察報告については、調査時報に掲載するとともに、市議会ホームページにも掲載し、市民等に広く周知・情報発信を行っている現状を了とすることを確認した。